

指標 11.4.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額（資金源別（公的部門、民間部門）、遺産のタイプ別（文化、自然）、政府レベル別（国、地域、地方、市）

ターゲット 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

文化遺産

定義及び根拠

○ 定義

特定の年の、文化財の確実な継承に向けた保存・活用を推進するための政府予算額。結果は、購買力平価（PPP）として一定の米ドル（\$）で表される。なお、購買力平価（PPP）は、文化財、自然遺産及び産業遺産における政府予算額を合算して算出される。

○ 概念

国連グローバルメタデータにおける定義では、文化遺産（Cultural heritage）とは、象徴的、歴史的、芸術的、美的、民族学的又は人類学的な科学・社会的意義を含む多様な価値を持つ芸術品、モニュメント、建物や場所のグループ、博物館が含まれる。これには、文化・自然遺産の芸術品、場所、モニュメントに埋め込まれた有形遺産（可動、不動、水中）、無形遺産（ICH）が含まれる。この定義には、祭りや祝賀会などの他の文化的領域に関連する ICH は含まれない。産業遺産や洞窟壁画も対象となる。自然と文化の両方の重要性の構成要素を含んでいる場所を指す混合遺産は、文化遺産に含まれる。

また、文化遺産の保存とは、文化遺産の寿命を延ばし、その重要な遺産のメッセージと価値の伝達を強化するために講じられた措置を指す。文化財の領域では、保存の目的は、対象物の物理的・文化的特性を維持して、その価値が低下せず、限られた期間を超過しないようにすることである。

なお、日本では、文化財保護法に基づき、「文化財」の保存・活用を行っているため、メタデータでも「文化財」という概念を用いる。

文化財：文化財保護法第2条に定める「文化財」

文化財の保存・活用：国連グローバルメタデータにおける文化遺産の保存の定義に準ずるものである。

○ 根拠及び解釈

この指標は、長期にわたる文化/自然遺産の保全、保護及び保存における国民一人当たりの支出を測定し、文化/自然遺産の保護のための国における取組の経時的変化をモニタリングするためのものである。

本メタデータで扱う文化財に関しては、文化財の確実な継承に向けた保存・活用を推進するための政府予算額における一人当たりの支出を測定し、文化財を次世代へ確実に継承するために、防災対策や保存・修理、修理技術者の育成等を支援するとともに、地域の文化財の総合的活用など文化財を活用した地域活性化の取組を支援するためのものである。

データソース及び収集方法

文化財の確実な継承に向けた保存・活用を推進するための政府予算額。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/index.html

人口データは、国連人口部の推計による。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

この指標は、各年について、文化財の確実な継承に向けた保存・活用を推進するための政府予算額、自然遺産に係る政府予算額及び産業遺産に係る政府予算額を合算したものを人口で割り、更に購買力平価（PPP）の米ドル（\$）換算係数で割ることによって算出される。

○ コメントと限界

文化財の確実な継承に向けた保存・活用を推進するための政府予算額には、文化庁以外の省庁、地方公共団体からの公的資金、民間資金は含まれていない。

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

文部科学省文化庁

関連政策府省

内閣官房、内閣府、文部科学省文化庁、環境省

担当国際機関

ユネスコ統計研究所